

令和2年度教育に関する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

令和3年9月

都留市教育委員会

教育事務の点検・評価書

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されていることに基づき、都留市教育委員会としての点検・評価を行ったものである。

主要事業の点検・評価

学校教育課、生涯学習課における令和2年度主要事務事業の執行状況について「有効性」、「必要性」、「方向性」の観点から別添内容のとおり点検・評価を行い、全体的に総括すると以下のとおりである。

(1) 学校教育課

都留市の学校教育は、都留市学校教育の基本方針である「確かな学力と自立する力の育成」、「豊かな心と自己実現を図る力の育成」、「健やかな体の育成」、「グローバルな社会を生き抜く力の育成」、「特別支援教育の充実」に基づき、各種の施策、事務事業を実施している。

「有効性」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学生アシスタント・ティチャー事業は、学生の派遣が困難となったことにより十分な効果が得られなかったが、他の19件においては、「期待どおりの成果」を得たと評価した。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策事業として、休業期間中の補習等のために実施した「新型コロナウイルス感染症対策事業（指導員等緊急配置事業）」により、きめ細かな学習支援と教職員の負担軽減を図った。

新型コロナウイルス感染症の影響やGIGAスクール構想の推進等により教育のあり方が大きく変わっていく中、限られた予算で費用対効果や長期的な視点での事業継続等について、内容を検討し事業を推進していく必要がある。

「必要性」については、「必要性が高い」8件、「必要不可欠」12件と評価する中で、特に学校管理・教育振興の各事業における学校施設の整備、デジタル教科書等の教育教材・図書の購入、教育備品の整備等は児童・生徒の授業の進行、教育内容の充実を図るためには必要不可欠な事業である。また、教育研修センター事業については、近年、問題を抱える児童・生徒の増加に伴い、相談件数も増加し、業務の重要性が高まっているため、適応指導教室（スマイル教室）と連携し取り組んでいく必要がある。

「方向性」については、20件中4事業を拡大とし、それ以外の16事業を「継続」と評価した。拡大とした3事業は、問題を抱える児童の増加に適切に対応していくため、適応指導教室事業と、GIGAスクール構想の推進に対応するため、「新型コロナウイルス感染症対策事業（GIGAスクール構想対策）」を拡大とした。

なお、大幡教員住宅は、利用者減少に伴い、様々な使用用途を検討したが、教員住宅として継続することとした。

外国語指導者招致事業においては、中学校における英語教育の充実を図るとともに、令和2年度から実施される新学習指導要領により小学校3・4年生の「外国語活動」、小学校5・6年生の「外国語（英語）科」の授業に先行して、令和元年度から4名体制から6名体制に拡充している。今後も、事業内容の充実を図るために、英語専科教員の助言も含め学校側と授業内容等について協議を重ね、英語教育の充実を図っていく。

また、都留文科大学附属小学校は、文部科学省の教育課程特例校（英語特区）の指定が令和2年度で終了するため、継続の申請を行い、新たに令和8年度までの特例校の指定を受けたため、地域の特性を生かした英語教育活動を継続して実施していく必要がある。

GIGAスクール構想の推進などにより、教育のあり方が変わる大きな転換期となっていることや少子化の影響により小中学校の統廃合も含めた適正規模・適正配置を検討しつつ、点検・評価の際の意見等を反映させ、生きる力を育む学校教育の推進に努めることとする。

（2）生涯学習課事業

都留市の生涯学習については、平成28年度から令和8年度を計画期間とする第6次長期総合計画の柱の一つである「輝かせます 学びあふれる つるのまち」の基本構想に基づき「地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」を政策の柱に、各種の施策、事務事業を実施している。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くのイベントや行事等の中止、活動の縮小、更には、スポーツ・文化・生涯学習施設においては臨時休館や利用制限等もあり、例年どおりの活動ができず、多くの事業において、成果指標となる目標値については低下する結果となった。

このような状況において、令和2年度の事業点検・評価については、通常どおり事業を実施できた前年度（令和元年度）との比較は困難であり、新型コロナウイルスの影響により、事業が実施できなかったこと、また、各施設においては開館日数等の減少を理由に目標値が低下したこと等については点検・評価の対象から除き、コロナ禍において、実施できた取り組み内容や結果等をもと

に点検・評価を実施した。

「有効性」については、「期待どおりの成果」17件、「期待以上の成果」1件と評価した。なお、「はつらつ鶴寿大学事業」、「東京オリンピック・パラリンピック関係事業」の2件については、事業が実施できなかったため、「有効性」の評価の対象から除いた。

「期待以上の成果」と評価した「体育施設管理運営事業（新型コロナウイルス感染症対策事業含む）」については、これまで、スポーツ施設を利用する場合には、市役所本庁舎に来庁し、書面での使用許可申請書の提出や許可証の発行、使用料の納付等をする必要があったが、令和2年度はシステムによるオンライン化の開発に着手し、令和3年4月からのシステム使用開始に向けた整備・調整を行い、新型コロナウイルス感染防止対策や利用者の利便性の向上を図ることができた。

「必要性」については、「必要性が高い」7件、「必要不可欠」13件と評価した。生涯学習課は、スポーツ・文化・生涯学習の活動拠点となる多くの施設を管理しており、「必要不可欠」と評価した事業のうち、特に「体育施設管理運営事業」及び「都の杜うぐいすホール管理運営事業」は、施設・設備の経年劣化に伴う修繕が必要な時期となっており、施設を維持するためには今後も相当な経費が必要になると考えられることから、令和2年度に策定した「都留市教育施設等長寿命化計画」に基づき、優先順を付け、緊急性の高いものから対応していく。

「方向性」については、本来であれば、ハーフマラソンの部を加え、記念すべき「第1回つる湧水の里ハーフマラソン」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延期することとし、次年度以降の開催に向け、これまで以上に都留市の魅力が実感でき、多くのランナーが参加できるような大会に規模を拡大していくことから、体育スポーツ振興・奨励事業を「拡大」とし、残り19事業を「継続」と評価した。

今後も、市民のニーズを考慮する中で限られた予算をより効率的かつ有効性が高くなるような事業内容を検討し、事業を推進していきたい。

(3) 評価年月日

令和3年8月26日をもって評価した。